

第二種区画漁業権の取得（相続）について

関係法令の抜粋（第二種区画漁業権）

漁業法

（漁業の免許）

第 69 条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（免許についての適格性）

第 72 条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

2～8 略

（漁業権の移転の制限）

第 79 条 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的とすることができない。ただし、個別漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は次条第 2 項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、第 72 条第 1 項又は第 2 項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

3 第一項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（相続又は法人の合併若しくは分割によつて取得した個別漁業権）

第 80 条 相続又は法人の合併若しくは分割によつて個別漁業権を取得した者は、取得の日から 2 月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴き、前項の者が第72条第1項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第171条 1～3略

4 この法律の規定による海区漁業調整規則の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第1項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

漁業登録令

(申請の手続)

第18条 登録の申請をする者（以下「申請人」という。）は、申請書に左に掲げる書面を添附して、登録庁に提出しなければならない。

- 一 登録の原因を証する書面
- 二 登録の原因について第三者の同意又は承諾を要するときは、これを証する書面
- 三 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する書面
- 四 申請人が登録名義人であるときは、その者の登録済証

2 前項第一号の書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号及び第四号の書面を添附することを要しない。

(申請書)

第19条 申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 免許番号
- 二 入漁登録番号があるときはその番号
- 三 申請人の氏名又は名称及び住所
- 四 代理人により登録の申請をするときは、その氏名又は名称及び住所
- 五 登録の原因及びその発生年月日
- 六 登録の目的
- 七 申請の年月日
- 八 管轄登録庁の表示
- 九 その他この政令で別に定める事項

みかば森林公園鳥獣保護区	藤岡市の一部で、群馬県森林計画図藤岡市78林班のうち、59小班、60小班、61—1小班、61—2小班、61—3小班、62—1小班及び62—2小班並びに82林班の区域（255ヘクタール）	令和5年1月1日から令和25年10月31日まで	1 指定区分 身近な鳥獣生息地 2 指定目的 野生鳥獣の良好な生息地を確保し、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため
--------------	--	-------------------------	--

◎群馬県告示第255号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、第二種区画漁業内水面漁場計画を作成したので、同法第67条第2項において準用する同法第64条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山 本 一 太

1 第二種区画漁業内水面漁場計画の内容

公示番号	漁業種類	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁場の位置及び区域		漁業の名称	漁業時期
区第1号	第二種区画漁業権	個別漁業権	前橋市上大屋町94	千貫沼	こい類養殖業	1月1日から12月31日まで
区第2号	同	同	前橋市大前田町189	久保替戸沼	同	同
区第3号	同	同	前橋市粕川町込皆戸86	入田沼	同	同
区第4号	同	同	前橋市粕川町上東田面167	伊勢の森下沼	同	同
区第5号	同	同	前橋市粕川町月田1371	吉沼	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第6号	同	同	伊勢崎市波志江町3096	波志江上沼	こい類養殖業	同
区第7号	同	同	伊勢崎市磯町350-1	磯沼	同	同
区第8号	同	同	伊勢崎市境下渚名3115	下渚名東沼	同	同
区第9号	同	同	高崎市箕郷町富岡341	鳴沢湖	わかさぎ養殖業	同
区第10号	同	同	藤岡市金井字牛秣469	鮎川貯水池	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第11号	同	同	吾妻郡中之条町大字入山字沼山4059-2ほ	野反湖	ます養殖業	同

区第12号	同	同	利根郡片品村大字東小川字根子 4660	丸沼	ます養殖業 わかざぎ養殖業	同
区第13号	同	同	利根郡片品村大字東小川字菅沼 4657	菅沼	同	同
区第14号	同	同	利根郡片品村大字東小川字根子 4661	大尻沼	ます養殖業	同

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

(1) 漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定により聴いた群馬県内水面漁場管理委員会の意見の概要及び処理の結果

ア 意見の概要 原案に異議なし

イ 当該意見の処理の結果 当該意見を踏まえて第二種区画漁業内水面漁場計画の案のとおり第二種区画漁業内水面漁場計画を定めることとした。

(2) 漁場図 次のとおり

(3) その他参考となるべき事項 特になし

3 漁業の免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 令和6年1月1日

(2) 申請期間 令和5年10月1日から同年11月10日まで

「次のとおり」は、省略し、関係書類を群馬県農政部蚕糸園芸課及び各農業事務所農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字千葉西899番の1地先から同市岩鼻町字天神228番の3地先まで	令和5年9月25日 午前10時

■ 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行ったので、同法第16条の規定により公告する。

■ 告 示

◎群馬県告示第12号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年1月26日

群馬県知事 山 本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-（3-ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名HXE、Hydroxetamine）及びその塩類
- (2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン（通称名4-HO-EPT）及びその塩類
- (3) エチル=3, 3-ジメチル-2-（1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド）ブタノア-ート（通称名EDMB-PINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和6年1月29日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第13号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、令和6年1月1日第二種区画漁業権を次のとおり免許した。

令和6年1月26日

群馬県知事 山 本 一 太

1 漁場計画公示番号、免許番号等

漁場計画 公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容
		住所	氏名又は名称	
区第1号	区第1号	前橋市上大屋町93	株式会社鯉重 石井 重之	令和5年群馬県告示 第255号のとおり
区第2号	区第2号	同	同	同
区第3号	区第3号	伊勢崎市本関町1212	海老沼養魚株式会社 海老沼 元司	同
区第4号	区第4号	同	同	同
区第5号	区第5号	同	同	同

区第6号	区第6号	同	同	同
区第7号	区第7号	同	同	同
区第8号	区第8号	伊勢崎市境下潤名3122	堀越 勝	同
区第9号	区第9号	高崎市高松町35-1	高崎市長 富岡 賢治	同
区第10号	区第10号	伊勢崎市本関町1212	海老沼養魚株式会社 海老沼 元司	同
区第11号	区第11号	吾妻郡中之条町大字中之条町 1091	中之条町長 外丸 茂樹	同
区第12号	区第12号	利根郡片品村大字東小川 2293	白根魚苑 千明 大作	同
区第13号	区第13号	同	同	同
区第14号	区第14号	同	同	同

- 2 制限又は条件 なし
 3 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年1月26日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
神流川用水	理 事	退 任	斎藤忠男	藤岡市本郷18番地1

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画ごみ焼却場の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月26日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画ごみ焼却場 大泉町外二町清掃センター
 2 都市計画の変更年月日 令和6年1月12日
 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び大泉町都市建設部都市整備課